

# 2020年度に向けた政策・制度要求と提言 回答

## 〈連合神奈川〉

### 【経済・産業政策】

1. 市内中小企業が、第4次産業革命に対応した競争力を高めるために、大学など研究開発機関との連携をはかり、基礎研究から事業化支援まで一貫して取り組むことができる積極的な支援をすすめること。

また持続可能な地域社会の一端を担う、中小企業の事業承継等の各種課題に対して、状況の変化に応じた速やかな対応が講じられるよう支援をはかること。

#### ＜経済局＞

公益財団法人横浜企業経営支援財団と連携し、市内中小企業のニーズをもとに適切な大学や学部とマッチングするなど産学の研究開発を支援しています。大学は市内に限らず、横浜企業経営支援財団の「全国産学広域連携ネットワーク」により、市外・県外13大学とも連携しており、幅広い分野に対応します。

さらに、分野を問わず、開発の事前調査・研究・開発に取り組むための経費を各段階に応じて助成することで基礎研究から事業化支援まで一貫して取り組むことができる積極的な支援を行っています。

事業承継に対する支援としては、平成25年度から事業承継啓発セミナーの開催や後継者候補の育成支援を目的とした連続講座を実施しています。30年度からは、より一層企業に寄り添った継続的なサポートを行うために、横浜企業経営支援財団に専門相談窓口を設置して支援体制を強化しました。さらに、後継者不在の企業等に第三者承継を選択肢の一つとして提供するために、横浜市、横浜企業経営支援財団、株式会社ビズリーチの3者で協定を締結し、金融機関とも連携しながら、事業承継M&Aプラットフォーム「ビズリーチ・サクシード」の横浜市特集ページを開設するなど、事業承継の課題に取り組んでいます。

また、金融支援としては、横浜市中企業融資制度において、市内中小企業の事業承継を支援するため、「事業承継資金」を御用意しています。令和元年度は、計画に基づき事業承継の準備を進める方などを融資対象者に追加し、事業承継に際し必要な多様な資金ニーズに対応しています。

2. 観光産業の活性化と旅行者が安心して滞在できる環境づくりのため、観光案内所の情報連携、各種交通機関等での多言語表記、ICTを活用した観光や飲食に関する多言語情報の提供を進めるとともに、各施設や店舗に

において簡単な受け答えができる外国語講習会開催の助成などにより多言語人材の育成を推進すること。

あわせて外国からの旅行者に、横浜市を日本滞在時の情報収集拠点として選ばれるよう、公衆無線LANのさらなる拡大と利便性の向上をはかり、快適な通信環境を構築すること。

＜文化観光局、都市整備局、経済局＞

来訪者の滞在環境向上を目的として、観光案内所をはじめ歩行者案内サインや横浜観光情報サイト等において多言語による情報発信に取り組んでいます。また、平成28年度に英会話事業者と協定を締結し、市内観光関連事業者を対象に、年4回から6回、英語力やホスピタリティ向上に向けた無料英会話セミナーを実施しています。

さらに、ラグビーワールドカップ2019™の開催を契機に、訪日外国人からニーズの高い公衆無線LANの整備を公民連携により進めています。今後も都心臨海部や国際大会のある新横浜駅周辺地区における公衆無線LANの充実を図り、来街者の方々の利便性を向上させていきます。

特に旅行者の観光や消費につながる訪問が見込まれる商店街エリアにおいては、商店街がインバウンド対策として行うWi-Fi設備の整備や多言語による情報発信等の取組を支援します。

3. 世界的な各種イベントに対応し、外国からの旅行者が横浜市に多く訪問していただけるよう、事業者と連携し宿泊施設の確保など各種施策を推進すること。

また民泊サービスについては、施設周辺の安全で安心な生活環境の維持が重要になることから、引き続き民泊事業者や地域住民と連携し、適正な民泊サービスをすすめること。

＜文化観光局、健康福祉局＞

東京2020オリンピック・パラリンピックなど訪日外国人旅行者の増加が見込まれる好機を捉え、観光関連事業者と連携して誘客プロモーションや受入環境整備を推進します。

また、ラグビーワールドカップ2019™の開催を契機として、市内宿泊・回遊を促進するためのプロモーションを実施しています。

民泊サービスについて、本市においては、住宅宿泊事業法に基づき、騒音やゴミなどにより、周辺的生活環境が悪化する状況とならないよう、住宅宿泊事業者に対し、適切な対応をするよう周知しているところです。

今後も様々な機会をとらえて、住宅宿泊事業者へ周知、指導してまいります。

## 【雇用・労働政策】

1. 若者への良質な雇用・就労機会の実現に向けて、若者雇用促進法や関連指針を踏まえた職場情報の提供、労働条件の的確な明示の徹底、正社員転換の促進、地域若者サポートステーションの拡充と機能強化を引き続き推進すること。

また、学卒未就職者が多く出現した「就職氷河期世代」の良質な雇用・就労機会の実現に向けて、これまでの施策の効果を検証したうえで、将来を見据えた能力開発を実施するとともに、適切な就職支援・定着支援をすすめること。

<経済局、こども青少年局>

就職に関する市民向けの総合案内窓口「横浜市就職サポートセンター」では、若年者を対象に、集合研修や市内中小企業等へのインターンシップ等による、正規雇用を目標とした就職支援を行っています。また、ハローワーク等と連携して実施する合同就職面接会及び説明会による、正規雇用を中心とした就職支援にも取り組んでいます。さらに、市内在住の40歳以上59歳以下の方を対象に、2日間の実践的内容の座学研修と企業交流会を実施し、参加者からの希望に応じてインターンシップも利用することができる、ミドルエイジ向け就職支援プログラムを引き続き行っていきます。

国が設置する若者サポートステーションに対し事業補助を行い、相談支援の充実及び就労に向けたセミナーや協力事業所等における就労体験等を実施しているほか、生活困窮者自立相談支援事業を委託し、困難を抱える若者に対する支援の充実・強化を図っています。また、支援が必要な生徒がいる市内の高校等に対して若者サポートステーションの相談員が出張し個別面談をするなど、関係機関と連携した支援を行っています。

よこはま若者サポートステーション（常設サテライト含む）では、令和元年度から2年度まで「就職氷河期世代等無業者一体型支援モデルプログラム」を実施しており、44歳まで支援対象年齢を拡大しています。15歳から39歳までの若者への支援と同様に、自立支援施策の推進に取り組みます。

2. 障がい者雇用をさらに推進し、職場定着をはかる観点から、障がい者雇用が進まない中小企業に対する情報提供をはじめとする各種支援を横浜市障害者就労支援センターが中心となり推進すること。

また、合わせて各種就労支援機関と企業・行政の連携強化をはかり、障がい者の希望や特性に応じた合理的配慮がされ、安心して安定的に働けることができる就労環境の構築をはかること。

<健康福祉局>

障害者雇用を促進する取組として、神奈川県や神奈川労働局と連携し、年2回障害者雇用に関する企業向けセミナーの開催等を行っています。引き続き

関係機関と連携して、企業への情報提供を含めた啓発に取り組んでいきます。

また、障害者就労支援センターでは、障害者が就労後も安定して働き続けられるよう、他の就労支援機関や生活支援機関、企業等と連携を図りながら、障害者の生活と仕事の両面から定着支援を実施していきます。

3. 「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」にもとづき、教員の働き方改革を推進するための具体的取り組みをすすめること。

とりわけ、部活動や授業準備を含んだ「在校等時間」の客観的把握、業務縮減を可能とするための教育施策を見直し、学校の裁量による業務削減の推進を行うこと。

また教育の質的低下を防ぐため、教員の多忙化解消にむけて、教職員の増員、人材の確保をはかること。

<教育委員会事務局>

教職員の働き方改革については、平成30年3月から導入したICカードによる退勤管理により、年間を通して教職員の勤務実態を客観的に把握することが出来るようになりました。実態を踏まえ、「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」で掲げた4つの戦略と40の取組を複合的に進め、教職員の働き方改革を一層推進していきます。

教職員の増員については、人材の確保、毎年の人件費の財源確保などの点から、様々な課題がありますが、今後も、国に要望しつつ、対応を検討してまいります。また、人材の確保については、数・質ともに良質な教員採用試験応募母集団の形成に努めてまいります。

4. 新たに施行された入管難民法改正法による外国人労働者の受け入れに関しては、創設された在留資格「特定技能」を基にした外国人材の受け入れとなり、外国人労働者の労働環境改善に関しては、出入国在留管理庁と労働局など関係機関が連携して受入れ機関と登録支援機関に対して監視指導を行うこととしている。

そこで外国人労働者に対する社会生活上の支援については、地域の生活者として地方自治体も関係機関と連携をはかり取り組むこと。

<国際局>

本年8月に公益財団法人横浜市国際交流協会内へ「横浜市多文化共生総合相談センター」を開設しました。同センターでは、市内10か所の国際交流ラウンジや関係機関と連携しながら、多言語による情報提供や相談対応など外国人材の受入れ・共生のための取組を進めます。

## 【福祉・社会保障政策】

1. 時代の変化に合わせた持続可能な社会保障制度をめざし、以下の人材確保策の拡充をはかること。

- (1) 高齢化の進展に伴い、医療ニーズのさらなる増大が見込まれることから、回復期病床など医療機能ごとの整備や在宅医療の充実、それらを支える医療人材の育成・確保などに取り組むこと。

### <医療局>

本市が2018年に策定した「よこはま保健医療プラン2018」においても見込まれている、高齢化の進展に伴う回復期・慢性期病床の需要増加に対しては、新たな病床配分や地域医療介護総合確保基金を活用した機能転換支援等により、必要な病床の整備に努めてまいります。

在宅医療の充実については、平成28年度までに在宅医療連携拠点を全18区に整備しており、地域の支援体制を強化できるように取組を進めています。

また、医療人材の育成・確保については、今年度から新たに人材確保体制に不安を抱える市内の中小病院を対象とした採用・定着支援などの取組を開始するとともに、引き続き、看護専門学校の運営支援や資格を持ちながら就業していない看護師の復職に関わる支援も行っていきます。

- (2) 介護従事者の負担軽減と処遇改善、キャリアアップ支援など介護職員が働きやすい職場づくりをすすめ、必要とされる福祉・介護人材の確保をはかること。

### <健康福祉局>

給与面について、国において介護職員処遇改善加算に加え介護職員等特定処遇改善加算の制度を新設するなど改善を進めています。本市においても集団指導講習会、実地指導等の場において制度を周知するとともに国庫補助事業により事業所の制度活用を促していきます。

介護人材の確保について、第7期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、①新たな介護人材の確保、②介護人材の定着支援、③専門性の向上を3本柱として引き続き取り組んでいきます。

- (3) 幼児教育無償化により保育ニーズの増加が想定されることから、保育士の処遇改善やキャリアアップの仕組みづくりなど質の向上とあわせて、これまでに増して人材確保と定着支援をはかること。

### <こども青少年局>

平成30年度から国の公定価格における処遇改善等加算Ⅱと併せて、経験年数7年以上の全ての保育士等に月額4万円の処遇改善ができるよう本市独自助成を実施しています。保育士がより一層自信と誇りを持って長く働くことができるよう、職員配置加算等の独自助成を引き続き行い、保育士の処遇

改善に努めてまいります。また、引き続き職場内・外の研修の充実を図り、専門性の向上を支援します。

保育士宿舍借り上げ支援事業、保育士・保育所支援センター、保育士就職面接会、保育所見学会、保育士修学資金貸付、潜在保育士再就職準備金貸付、保育士試験直前対策講座、保育士採用活動支援事業、保育士確保コンサルタント派遣事業などの人材確保に向けた取組のほか、利用調整における保育士の子どもの優先的取扱い、朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例による保育士の負担軽減、手厚い保育士配置基準など、保育士の定着に向けても取り組んでいます。

2. 地域包括ケアシステムにおける中核的な機関である地域包括支援センターについて、多職種協働による課題検討や、特に地域の関係機関・団体・ボランティア等の地域住民参加型ネットワーク構築をすすめ、機能強化をはかること。

また引き続き未届有料老人ホームの実態把握を進めるとともに、利用者の生活と権利擁護をはかること。

<健康福祉局>

地域包括ケアシステムの構築に向けて、中心的な役割を担う地域ケアプラザ（地域包括支援センター）の強化を図ります。地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるよう、地域の保健・医療・福祉等に関わる機関や組織、地域の活動団体などのネットワークを構築します。また、地域の状況にあわせた多様な活動の創出・支援を行います。

未届け有料老人ホームについては、消防局及び建築局等と連携し、実態把握に努めています。その中で、まずは老人福祉法に基づく届出の勧奨をするとともに、地域との連携・交流も含め「横浜市有料老人ホーム設置運営指導指針」に適合した運営が図れるよう指導しています。

3. 今年から始まる幼児教育無償化制度について、利用者の混乱などが予想されることから各自治体においては、スムーズな導入が図られるよう準備をすすめること。

また施設利用希望者の増加が想定されることから、これまで以上に待機児童解消に向けた各種施策をすすめること。

<こども青少年局>

保護者の方への周知については次のとおり実施してきました。

- ・無償化専用ダイヤルを開設し、制度や申請方法等の案内
- ・施設の種類ごとに広報チラシを作成し、各施設を通じて案内（施設を利用していない方にはダイレクトメールを送付）

引き続き、制度や申請方法等について丁寧に周知していきます。

年々増大する保育ニーズに対応するため、既存資源の一層の活用や認可保育所・小規模保育事業等の整備を、保育ニーズの高い地域を重点に進めていくとともに、保育・教育コンシェルジュを中心に保護者のニーズを丁寧にお伺いし、1人でも多くの方が、ニーズにマッチした保育サービスを利用できるよう取り組んでいます。

4. すべての子どもたちを社会全体で支えるため、利用者ニーズに合った放課後児童クラブを市内全域で展開整備をすすめることと合わせて身近な地域における子どもの居場所づくりなどの活動に対して支援をすること。

また、生まれ育った環境によって、将来が左右される貧困の連鎖を防止するため、ひとり親家庭における、家庭学習を補完する教育支援や、親への就労支援・経済的支援について拡充をはかること。

<こども青少年局>

本市では、子どもたちの放課後の安全・安心な居場所を確保するため、今年度末までにすべての小学校に放課後キッズクラブを展開するとともに、放課後児童クラブの面積基準等への適合の完了を目指します。

また、地域における子どもの居場所づくりが推進されるよう、機運の醸成や立ち上げ・継続支援に取り組んでまいります。

さらに、個々の家庭の状況やニーズを踏まえ、経済的な支援をはじめ、子育てや生活支援、就業の支援、養育費確保の支援など、ひとり親家庭の生活の安定に向けた自立支援に取り組んでまいります。

## 【社会インフラ政策】

1. 持続可能な地域社会の構築をめざし、特に通学や高齢者の通院など、生活に必要な地域公共交通の維持・確保に対する施策を拡充すること。

また高齢者や障がい者が外出しやすいバリアフリーな街を構築するため、道路・建築物・交通機関等、各場面における福祉のまちづくりに取り組むこと。

＜都市整備局、健康福祉局、道路局＞

誰もが移動しやすい地域交通の実現のため、交通事業者等とも連携しながら、住宅地から駅への交通アクセスを中心としたバス路線の維持・充実を図るとともに、医療、福祉、子育て等の多様なニーズにも対応するため、現行の外出支援施策に加え、ドア・ツー・ドアの移動が可能なタクシーの利便性向上を進めます。さらに、福祉に関わる主体との連携も含め多様な担い手による移動サービスの導入に向け、取り組みを進めてまいります。

横浜市福祉のまちづくり条例では横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくりを基本理念として、ハード（施設の整備）とソフト（思いやりの心の育成）を一体的に取り組んでいます。また、同条例では施設の新設及び改修時に、バリアフリー基準へ適合させるように、施設整備者との事前協議を行っています。今後も、施設整備者に対して働きかけていくとともに、互いに配慮し合える意識の醸成ができるよう努めてまいります。

高齢者、障害者等が利用する旅客施設や建築物等が集積する駅周辺地区において重点的かつ一体的にバリアフリー化を図るために、バリアフリー法に基づき30駅周辺地区で「バリアフリー基本構想」を作成し、まちのバリアフリー化に取り組んでいます。なお、作成にあたっては、高齢者、障害者の方々や関係事業者等から構成される部会を開催し、検討を行っています。未作成駅においても引き続き作成を進めてまいります。

道路においては、作成された「バリアフリー基本構想」に基づき、道路特定事業計画を策定し、歩道の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置等、道路のバリアフリー化を実施しているほか、道路整備工事や舗装補修工事など機会をとらえて行っています。

2. 近年、台風や集中豪雨等により多発している浸水災害発生時に、地域住民に必要な避難情報が確実に届く仕組みについて、各種情報通信手段を利用し地域コミュニティと連携し構築していくこと。

また、福祉避難所の設置を引き続き進めるとともに、どこの指定避難所においても障がいの有無、要配慮者・要支援者を含めて、地域の中で包括的に受け入れることができる避難所設営をめざすこと。



<総務局、健康福祉局>

現在、本市では防災無線によって発報する屋外スピーカーを沿岸部及び一部河川の周辺に設置しています。また、災害に関する緊急情報を、より速やかに、より多くの方に同時にお伝えするために、令和元年度から令和3年度にかけて、防災スピーカーの増設を計画しています。さらに、その他の伝達手段として、戸別受信機やデジタルサイネージなど、多様な情報伝達手段の検討を進めてまいります。

災害発災時には、地域防災拠点での避難生活が困難な方のうち、特別な配慮が必要な方が避難生活を送る場として、二次的な避難場所である福祉避難所の開設を行います。

福祉避難所は、施設がバリアフリー化されているなど、要援護者の利用に適するよう、本市では、地域ケアプラザや特別養護老人ホームなどの福祉施設と区が事前に協定締結を結んでおり、その数は、平成31年4月現在において、およそ540程度となっております。

今後とも、一人でも多くの要援護者が適切に避難できるよう、福祉避難所の協定締結を進めてまいります。

3. 安全対策が必要とされる市営バス停留所と横断歩道の課題に対しては、地域住民等との調整をすすめ、早期に利用者の安全確保をはかること。

また併せて幼稚園や保育園等における、スクールバスの停留場所についても、安全上必要な対策がはかれるよう関係事業者への情報提供を図ること。

<交通局、道路局、こども青少年局>

バス停に停車したバスと横断歩道が重なるいわゆる危険なバス停については、交通管理者（警察）、道路管理者（土木事務所）及び地域住民等と協議を進めており、可能な限り早期に安全確保に取り組んでまいります。

この他にも交通局独自の取組として、バス停に、バスの直前直後の横断は危険である旨の注意看板設置のほか、車内アナウンスでも注意喚起を行っております。

また、幼稚園・保育園を対象に、訪問による交通安全指導を実施しております。保育・教育施設等におけるスクールバスなどの停留所における安全対策について、関係部署と連携のうえ、各施設へ周知を図るなど、検討します。

## 【環境・エネルギー政策】

1. 温室効果ガス排出削減に向けた市民の環境意識をさらに向上させるため、十分な広報・啓発活動を実施するとともに、オフィスや家庭における省エネ意識の醸成や取り組みに対する支援をはかること。

また今後、一般住宅等においては、太陽光発電固定価格買取制度の契約期間が順次終了することから、再生可能エネルギーの普及促進のため、引き続き自立した電源として安定的に発電継続が可能となるよう、各種情報発信を推進すること。

### <温暖化対策統括本部>

「COOL CHOICE YOKOHAMA」を温暖化対策における広報普及啓発の旗印とし、家庭や事業所への取組を推進します。「ヨコハマ・エコ・スクール」や「横浜市地球温暖化対策推進協議会」を通じ、市民向けの講座や見学会等を開催するほか、「横浜市地球温暖化対策事業者協議会」では、事業所向けの省エネ講習会の開催など、今後も多様な団体や企業と連携し、温室効果ガス削減に向けて効果的な広報・普及啓発を実施します。

一般住宅等において今後契約期間が終了する太陽光発電固定価格買取制度による太陽光発電については、市内で発電される貴重な再生可能エネルギーであることを踏まえ、引き続き自立した電源として活用できるよう必要な情報発信について検討いたします。

2. 市内における食品ロス削減の取り組みを推進するため、地方自治体・小売店や外食チェーン等の関係者が連携することにより、啓発活動や食品ロス削減国民運動（NO-FOODLOSS PROJECT）の市民への周知・徹底をはかること。

特に生産・流通・消費など一連の過程で発生する未利用の食料品を有効活用するため、地方自治体は、「フードバンク」「フードドライブ」について、ネットワークの拡大・活動普及に向けた支援をはかること。

### <資源循環局>

本市では、食品ロス削減に向けて、様々な機会を捉えて食品ロスの現状をお伝えするとともに、「使い切り」や「食べきり」を促すなど、様々な取組や広報啓発を行っています。

また、フードバンク・フードドライブ活動の拡大・活動普及に向けて、市内各所でフードドライブを実施し認知度向上を図るなど、フードバンク団体の活動を支援しています。

引き続き、市民の皆様に食品ロスを出さないライフスタイルを実践していただけるよう取り組んでいきます。

3. 改正された健康増進法を踏まえ「望まない受動喫煙」をなくすため、特に指定されている学校・病院・児童福祉施設等・行政機関における施策を推進すること。

また、2020年から適用となる飲食店・オフィス・事業所などにおいては、特に健康影響が大きいとされる未成年者や患者の方々のため、各自治体は必要とされる対象施設の対策に対して、助成金等の周知・支援をはかること。

<健康福祉局>

2019年7月の改正健康増進法の一部施行を受け、市庁舎等の行政機関について、敷地内の禁煙化など、法に基づく対応を遵守徹底してまいります。また、未成年者や病気の方が利用する施設については、関係機関と緊密に連携し、受動喫煙防止対策を進めてまいります。

2020年の改正法全面施行により、多くの施設において原則屋内が禁煙となりますが、標識の掲示や喫煙室の基準等、法に定められた受動喫煙対策の周知に引き続き取り組んでまいります。また、事業者の方からの相談対応や国の助成金等を含む各種制度案内を通じ、対象施設が適切な対策を実施できるよう支援を行ってまいります。

4. 世界規模の社会問題である海洋汚染について、不要となったプラスチック製品やレジ袋などがリサイクルされず廃棄されることで発生するマイクロプラスチックが問題のひとつとされている。そこで地方行政として、人や社会、地球環境に配慮した倫理的に正しい消費を行う「エシカル消費」の周知・啓発を推進し、私たち一人ひとりが、プラごみゼロに取り組める環境を構築すること。

<資源循環局>

本市では、世界的な課題となっているプラスチック問題の解決に向けてオール横浜で取り組むため、「よこはまプラスチック資源循環アクションプログラム」を策定しました。このアクションプログラムに基づき、プラスチック対策の取組を着実に進めてまいります。また、プラスチックごみに対する市民の意識の醸成に向けては、今後、様々な機会を捉えて広報・啓発を行ってまいります。

5. 資源循環福祉型廃棄物行政確立および環境保全型の資源の再利用の観点から、地域住民と関係事業団体の連携のもと減量努力の促進と、分別排出・収集を徹底する施策を推進すること。

<資源循環局>

現在、横浜市では「ヨコハマ3R夢プラン推進計画（2018～2021）」に基づき、目標として掲げている、ごみと資源の総量の削減に向けて、福祉分野や地域などと連携し、多分野にわたる様々な取組を進めています。

引き続き、目標達成に向けて、市民・事業者の皆様と連携し、目標達成に向けた取組を進めていきます。

## 【教育・人権・平和政策】

1. 障がいの有無や国籍・民族の違いなどによる差別や虐待がない、人権に配慮した社会をめざすため、次の視点から各施策の取り組みを推進すること。

- (1) 市民ひとり一人が障がい者への理解を深め、偏見や差別をなくし、誰もが安全で安心して暮らせる共生社会をめざした「共生社会条例（仮称）」制定に向けた取り組みを推進すること。

### <健康福祉局>

本市では「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の施行にあたり、障害当事者が半数以上を占める検討部会から、障害者差別に関する相談、調整、あっせんという一連の仕組みを市独自に構築することや、その仕組みを明確にしておくよう提言を受け、「横浜市障害を理由とする差別に関する相談対応等に関する条例」を制定しました。条例制定後は、条例に基づく相談、調整等の対応を行うとともに、障害者社会参加推進センターへ委託して、当事者に寄り添った相談対応や市民に対する啓発を実施しています。

- (2) ヘイトスピーチ解消法施行後も差別的言動による人権侵害があることから、差別的言動の根絶に向けた条例制定と、引き続きヘイト行為の拡散防止に取り組むこと。

### <市民局>

ヘイトスピーチ解消法や横浜市人権施策基本指針の趣旨に基づき、国や県、県警察などとも連携して、差別のない、一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会の実現を目指し、取組を進めてまいります。

- (3) 外国にルーツを持つ市民とその家族が安心して生活しやすい多文化共生社会の実現をめざすため、特に教育現場における進路指導などで、保護者と円滑な意思疎通を図るための通訳の充実をはかること。

### <教育委員会事務局>

現在、横浜市教育委員会では、日本語によるコミュニケーションが困難な保護者に対し、個人面談、家庭訪問、進路説明等における学校への通訳の派遣を行っています。今後も、横浜市国際交流協会や国際交流ラウンジ等関係機関と連携し、支援の充実に取り組んでいきます。

- (4) LGBTやSOGIについて、認知度は高まっているものの、正しい理解はまだ進んでいない状況である。引き続き地域社会や職場、教育現場において、性の多様性を尊重し、すべての人が対等・平等の人権が尊重される社会の実現をめざし取り組みを推進すること。

### <市民局>

性的指向または性自認の違いにかかわらず、一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会の実現を目指し、市民啓発及び職員への研修

を引き続き実施します。また、新たな支援として、パートナーシップ宣誓制度を12月から開始しました。

(5) 個性を尊重され、支え合いやお互いの良さを認め合う力をはぐくむ、インクルーシブ教育を構築し、全ての子どもが共生社会の担い手となる社会の実現に向けて取り組むこと。

<教育委員会事務局>

障害の有無などにかかわらず、相互に尊重し合い、多様性を認め合える共生社会の実現に向けて、すべての子どもたちをその担い手として育てていきたいと考えています。

引き続き、国のインクルーシブ教育システム構築の考え方も踏まえ、一人ひとりの子どもの得意なことを引き出し、可能性を最大限に伸ばしていきます。そのために教育的ニーズを把握し、多様な教育の場を用意して、すべての子どもたちにあらゆる教育の場で、一貫した適切な指導や必要な支援を進めます。

2. 日米地位協定の抜本的な見直し、厚木基地騒音対策や夜間離着陸訓練の禁止について、引き続き、国に要請するとともに住民の意志を尊重して対応すること。

<政策局>

夜間離着陸訓練をはじめとした米軍機の騒音問題等米軍施設に起因する諸課題については、引き続き神奈川県及び県内基地関係市と連携しながら、国に対して粘り強く適切な対応を求めています。

なお、厚木基地の騒音問題の抜本的解決に向けて進められていた空母艦載機の移駐が2018年3月に完了しました。

3. 増加する児童虐待、DVによる被害児童への対応や早期発見・防止の観点から、児童相談所や市町村の家庭児童相談室における保健師等の相談スタッフ増員による機能強化とあわせて、警察など関係機関との連携を強化すること。

また、相談しやすく、ワンストップで対応できる窓口の構築と、併せて児童相談所全国共通ダイヤル「189」の周知・徹底をはかること。

<こども青少年局>

本市では、平成26年度に担当係長、専任保健師、社会福祉職からなる虐待対応調整チームを全区に整備し、児童虐待対応に取り組むとともに、毎年度、必要な体制について検討をしています。

平成30年度には、区の虐待対応等の機能強化として、係長5人、職員4人を増員し、令和元年度にも、係長3人を増員しました。

さらに、児童相談所においては、令和元年度に係長2人、児童福祉司を21人増員するとともに、平成29年2月に神奈川県警察と締結した「児童虐待事案に係る連携協定」をもとに、相互に情報共有を行っています。

また、本市では平成 13 年度から「よこはま子ども虐待ホットライン」を開  
設し、フリーダイヤルで 24 時間 365 日児童虐待相談・通告を受けており、27  
年度から導入された全国共通ダイヤル「189」とともに、広報に努めています。

## 【行財政政策】

1. 高齢者等をターゲットとした特殊詐欺や悪徳商法による被害、インターネット取引による消費者トラブルについての対策が必要であることから、消費生活上のリスクに的確な対応ができるよう、行政と地域、そして関係団体が連携し、各種相談窓口の充実や消費者教育として有効なチラシの配布等、各種施策を推進すること。

特に悪質な訪問販売の撲滅に向け、市が主体的に市民への周知と各種団体への指導を実施すること。

### <経済局>

高齢者等の被害の実態把握と拡大防止を図るために、消費生活総合センターに寄せられる相談を分析し、未然防止のための啓発、情報発信等を実施してまいります。また、消費生活相談の状況を引き続き注視し、必要に応じて消費者相談に対応してまいります。

増加する高齢者の消費者被害未然防止や消費者教育の推進をはかるため、消費生活推進員や自治会・町内会、福祉関係者、市内事業者、教育委員会などの関係団体等と連携・協力して、施策を推進してまいります。

消費生活条例では、契約の勧誘、締結など取引の各段階に沿って、不当な取引行為を定め、事業者がそれを行なうことを禁止しており、悪質な訪問販売事業者に対しても必要に応じて是正を促してまいります。

2. 自治体が雇用する臨時・非常勤等職員については、労働契約法、パート労働法等の趣旨の適用とともに、「同一労働同一賃金ガイドライン案」を踏まえた常勤職員との均等・均衡待遇をはかること。

また、会計年度任用職員への移行にあたっては、現行の処遇水準を下回ることなく新たな任用制度への円滑な移行を進めるとともに、財源の確保・明確化に向け国に働きかけること。

### <総務局>

本市が雇用する職員の労働条件につきましては、これまでどおり国等の動向なども見ながら、職員団体等と十分話し合っておりまいます。

会計年度任用職員については、今後とも、他都市の状況や国の動向を踏まえ、検討していくものと考えております。また、必要な財源については、機会をとらえて、国に要望してまいります。

3. 横浜市は、公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、公契約のもとで働く者の適正な賃金水準・労働条件の確保により、住民の福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例を制定すること。



また条例制定に向けた必要性検証のため、他の公契約条例制定自治体における取り組み状況の評価、賃金実態調査の継続、データの蓄積を進めること。

<政策局、財政局>

公共サービスの質とそこで働く労働者の皆様の適正な労働条件の確保は重要だと考えていますので、工事では、最低制限価格を国の基準よりも高く設定するなど、低価格競争対策や社会保険未加入対策、最新の労務単価等を反映した契約変更に積極的に取り組むなど、契約の適正化に努めており、引き続き取組を推進していきます。

こうした工事の取組に加えて、複数年にわたる委託契約と指定管理者制度における「賃金変動を反映した変更契約制度（スライド制）」を、平成30年度契約分から、全国に先駆けて導入しました。

制度導入後、初めての変更手続きを今年度に行いました。対象事業者にアンケートを行った結果、変更手続きを行った事業者からは、人件費の上昇分に対応することができ、事業者・労働者双方にとって有益な制度であるなどの回答もいただいています。

今後ともしっかりと制度検証を行い、着実に実施していきます。

労働条件の確保に関しては、公契約条例の制定を含め、各自治体で様々な取組が行われていますので、国の動向を注視するとともに、関係団体の御意見を伺いながら、引き続き、より良い取組を行えるよう研究していきます。